

保安規定に規定すべき事項の確認表
(使用変更に伴う保安規定の変更)

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年4月25日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
【総則】記載の適正化	<p>① 記録及び報告 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録について3. 操作記録のうち、(ハ)警報装置から発せられた警報の内容に係る記載について適正化を行う。</p>	第1編 別表第11(1)
【ホットラボ】核燃料物質使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートの変更に伴う変更	<p>① 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 核燃料物質使用変更許可申請にて、使用目的及び作業フローチャートの変更（令和3年5月26日許可）を行っており、整合を図るために変更する。 なお、同条の第1項及び第2項の記載については変更しない。また、第3編第1条（周辺監視区域内運搬に係る措置）第2項（1）並びに第6編第10条（作業開始前及び終了後の措置）、第11条（作業中の設備等の監視）、第18条（貯蔵）及び第19条（臨界管理）の記載についても変更しない。</p>	第6編 第17条第3項 第3編 第1条第2項(1) 第6編 第10条 第6編 第11条 第6編 第17条第1項及び第2項 第6編 第18条 第6編 第19条
【ホットラボ】核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）	<p>② その他必要な事項 核燃料物質使用変更許可申請にて、使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備を追加したことから、整合を図るために変更する。</p>	第6編 第16条の2 第6編 別表第7の2
【ホットラボ】核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）	<p>③ 使用施設等の操作 核燃料物質使用変更許可申請にて、使用の方法のうち、取扱設備・機器から「遮へい型X線マイクロアナライザー」を削除しており、整合を図るために変更する。</p>	第6編 別表第1
【ホットラボ】核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除	<p>④ 管理区域及び周辺監視区域の設定等 核燃料物質使用変更許可申請にて、ホットラボ1階平面図中の「Be特性試験室」を「微細組織解析室」に名称変更及びグローブボックス「No.1、No.2、3、No.4、No.5、No.6」の記載を削除しており、整合を図るために変更する。</p>	第6編 別図(その1)
【ホットラボ】記載の適正化	<p>⑤ 使用施設等の操作 核燃料物質使用変更許可申請にて、「濃縮ウラン」から「濃縮ウラン(U-235)」に記載の適正化を行っていることから、整合を図るために変更する。</p>	第6編 別表第1

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年4月25日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
【燃料研究棟】核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の追加	<p>① 使用施設等の操作 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備としたグローブボックス（101-D～108-D、123-D、124-D、142-D、201-D、202-D、212-D、711-D、801-W、802-W、811-D、812-D、821-D、901-D、902-D、912-D）について、グローブボックス及び最大取扱量を削除する。</p> <p>② その他必要な事項 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の管理に係る記載を追記する。</p> <p>核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を表として追記する。</p>	第7編 別表第1の1 第7編 第8条、第13条の3、別表第2、別表第4、別表第7 第7編 第6条の2、別表第1の3
【燃料研究棟】酸化物原料粉 $Pu+^{235}U$ ：220 g を超える9個の貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業（以下「金属容器詰替え作業」という。）に係る記載の追加	<p>③ 使用施設等の操作 金属容器詰替え作業に係る臨界防止の措置についての記載を追加する。 なお、第7編 第20条（臨界管理）については変更しない。</p> <p>金属容器詰替え作業に係る装備等についての記載を追加する。 なお、第7編 第11条（作業開始前及び作業終了後の措置）、第12条（作業中の設備等の監視）の記載については変更しない。</p> <p>金属容器詰替え作業を行うため、911-Dグローブボックスの $Pu+^{235}U$ の最大取扱量を300 g に変更する。</p> <p>④ 線量、線量当量、汚染の除去等 金属容器詰替え作業に係る内部被ばく防止の措置についての記載を追加する。</p> <p>⑤ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 金属容器詰替え作業に係る運搬の際に講ずべき措置についての記載を追加する。</p>	第7編 第6条 第5項 (2)、(4) 及び (5) 第7編 第20条 第7編 第6条 第5項 (1) 及び (5) 第7編 第11条 第7編 第12条 第7編 別表第1の1 第7編 第6条 第5項 (1) 及び (3) 第7編 第6条 第5項 (2)
【燃料研究棟】保管廃棄施設の追加	⑥ 使用施設等の操作 廃棄物非破壊計量を実施する実験室を変更するため、使用場所について112号室を111号室に変更する。	第7編 別表第1の2

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年4月25日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
【燃料研究棟】貯蔵容器の開封点検及び安定化処理に関する記載の削除	⑦ 管理区域及び周辺監視区域の設定等 保管廃棄施設（112号室）を追加することから、管理区域に関する別図の1階平面図において112号室を保管廃棄施設の記載に変更する。	第7編 別図
	⑧ 放射性廃棄物の廃棄 保管廃棄施設（112号室）を追加することから、管理区域に関する別図の1階平面図において112号室を保管廃棄施設の記載に変更する。	第7編 別図
【燃料研究棟】燃料棒貯蔵箱の撤去に伴う記載の削除	⑨ 使用施設等の操作 作業終了に伴い、開封点検等に係る臨界防止の措置についての記載を削除する。 作業終了に伴い、開封点検等に係る装備等についての記載を削除する。 作業終了に伴い、開封点検等に係る火災対策についての記載を削除する。	第7編 第6条 第5項(3) (変更前) 第7編 第6条 第5項(1) 及び(5) (変更前) 第7編 第6条 第5項(4) (変更前)
	⑩ 線量、線量当量、汚染の除去等 作業終了に伴い、開封点検等に係る内部被ばく防止の措置についての記載を削除する。 作業終了に伴い、開封点検等に係る汚染検査等の搬出前点検の記載を削除する。	第7編 第6条 第5項(1)、(2) 及び(5) (変更前) 第7編 第6条の3 (変更前)
	⑪ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 作業終了に伴い、開封点検等に係る運搬の際に講ずべき措置についての記載を削除する。	第7編 第6条 第5項(3) (変更前)
【燃料研究棟】放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。	⑫ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 燃料棒貯蔵箱を撤去するため貯蔵設備、種類、形態、貯蔵容器の数及び貯蔵制限量についての記載を削除する。	第7編 別表第9
	⑬ 線量、線量当量、汚染の除去等 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。	第7編 第26条